

○堀金公民館先行予約の範囲

安曇野市公民館管理規則(平成18年教育委員会規則第24号)

別表(第8条関係) 安曇野市公民館の使用料減免に関する減免率の基準 より抜粋

区 分		減免の範囲（先行予約の回数等）
6	安曇野市教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために利用する場合	団体の利用の減免措置は、週3回までとする。 ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。
7	安曇野市スポーツ協会又は加盟団体が利用する場合	会議、教室又は練習
8	市内の芸術文化協会又はその加盟・加入団体並びに安曇野市教育委員会が認めたボランティア団体が利用する場合	会議、教室又は練習
9	安曇野市教育委員会が認めた団体が、社会教育の振興に資する活動で利用する場合	同一団体の利用の減免措置は、週1回までとする。 ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。

※減免団体登録証明書の登録番号の「●-○-△△」の「○」の数字が、上記区分の番号に該当します。

※1回とは1日のうち連続して利用した時間帯で、週の回数は月曜～日曜日の範囲で算定。